

# 岡山県国民健康保険運営方針の概要

※下線部は主な改定箇所。そのほか、現況データ、取組内容等を時点修正。

## 【第1章】 基本的事項

### ○ 策定の趣旨

国民健康保険法に基づき、県と市町村が一体となり、国民健康保険事業を共通認識の下で実施するとともに、各市町村が事務の共同化や効率化を積極的に推進できるよう、運営方針を策定する。

### ○ 対象期間（改定後）

令和3年度から令和5年度までの3年間とし、適宜必要な見直しを行う。

## 【第2章】 国民健康保険の財政運営の考え方

### ○ 医療費の動向と将来見通し

- ・ 被保険者の現況（被保険者数、被保険者年齢構成・職業別世帯数等）
- ・ 医療費の動向（1人当たり医療費及び診療種別地域差指数等）
- ・ 医療費の将来見通し

### ○ 財政収支の改善と均衡

- ・ 財政運営の現状（決算状況、決算補填等目的の法定外繰入の状況等）
- ・ 財政収支の基本的な考え方
- ・ 赤字削減・解消の取組

## 【第3章】 納付金及び標準保険料（税）の算定方法

### ○ 保険料（税）水準の統一

将来的な統一を目指していくこととし、課題の整理や解決に向けた検討を行う。

### ○ 納付金及び市町村標準保険料率の算定方式

- ・ 納付金の算定方式（3方式）
- ・ 医療費水準の反映（市町村ごとの医療費水準を反映）
- ・ 激変緩和措置（将来的な終了に向けて段階的に縮小）
- ・ 標準保険料率の算定方式（3方式）

## 【第4章】 保険料（税）徴収の適正な実施

### ○ 収納率の推移及び収納対策の実施状況

### ○ 収納率目標の設定

長期的には全国上位 10%の水準、短期的には保険者努力支援制度の評価指標である全国上位 30%の水準を目標

### ○ 収納率目標達成に向けた取組

口座振替促進等広報事業、収納担当職員研修

## 【第5章】保険給付の適正な実施

- 診療報酬明細書（レセプト）点検、第三者行為求償事務、患者調査等の実施状況
- 県による保険給付の点検、事後調整の実施
- 療養費の支給の適正化
- レセプト点検の充実強化
- 第三者行為求償事務、過誤調整等の取組強化

## 【第6章】医療費適正化の取組

予防・健康づくりへの取組がますます必要となっていることを踏まえ、医療費適正化を積極的に推進

- 特定健診・特定保健指導・糖尿病性腎症重症化予防・がん検診・歯科検診の実施状況、後発医薬品の使用状況、重複頻回受診等への訪問指導の実施状況
- 医療費適正化に向けた取組  
特定健診受診率・特定保健指導実施率向上（ナッジ理論を活用した受診勧奨等）、生活習慣病対策、後発医薬品使用促進、データヘルスの推進、被用者保険との連携

## 【第7章】事務の広域的及び効率的な運営の推進

- 事務の共同化
- 市町村事務処理標準システムの導入促進

## 【第8章】保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

- 保健医療サービス・福祉サービス等との連携  
市町村における保健事業、地域包括ケアシステム構築、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る取組

## 【第9章】国民健康保険運営における必要な措置

- 県・市町村・国民健康保険団体連合会で構成する連携会議を設置
- 国民健康保険団体連合会との連携